

行政文書管理規程の改正について

1 報告の経緯

行政文書管理規程については、平成25年度の県庁組織改編に伴い改正する必要が生じたが、今回の改正は行政文書の管理方法の変更ではなく、管理制度運営上の形式的な変更であることから、改正後、委員会に事後報告することとしていた。

平成25年3月29日付けで同規程を改正したことから、今回報告するもの。

2 平成25年改正の概要

広域本部の設置に伴い、次の改正を行った。

- ① 「地方出先機関」を総合的地方出先機関である「広域本部」と個別的な地方出先機関である「個別出先機関」に整理し、さらに、広域本部を広域本部各部、振興局、熊本農政事務所及び熊本土木事務所に分け、これらを「広域本部内部機関」とした。
- ② 「広域本部内部機関」と「個別出先機関」を「文書管理出先機関」と整理。
- ③ 広域本部の文書管理者、文書取扱主任及び文書取扱担当者を新たに規定。

3 主な改正点

○ 文書管理者（第5条）

- ① 本庁…各課（センター）長及び知事公室に置く政策調整監
- ② 文書管理出先機関※…各文書管理出先機関の長
 - 県央広域本部…総務部長、振興部長、税務部長、農林部長、土木部長
 - 県北広域本部…総務部長、別に定める者（玉名総務課・水産課）
 - 県南・天草広域本部…総務部長
 - 振興局（上益城を除く）…局次長
 - 上益城振興局…局次長、土木部長

※ 広域本部内部機関、課を置く個別出先機関及びその他の個別出先機関をいう。
（第2条）

○ 文書取扱主任及び文書取扱担当者（第6条、第7条）

(1) 文書取扱主任

- ① 本庁…庶務関係を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあつては主幹、課長補佐及び主幹を置かない場合にあつては参事）の職にある者
- ② 文書管理出先機関（広域本部本部組織）
 - 県央広域本部…総務調整課長、振興課長、税務部総務課長、農林部総務課長、土木部総務課長
 - 県北広域本部…総務振興課長、玉名総務課長
 - 県南・天草広域本部…総務振興課長

- ③ 文書管理出先機関（振興局）
 - 振興局（上益城を除く）…総務振興課長
 - 上益城振興局…総務振興課長、総務出納課長
- ④ 熊本農政事務所、熊本土木事務所…総務課長
- ⑤ 上記以外の個別出先機関…個別出先機関の長が職員のうちから指定する者

(2) 文書取扱担当者

- ① 本庁…各課（センター）長が、庶務関係の職員のうちから指定する者
- ② 文書管理出先機関（広域本部本部組織）
 - …文書管理者が次の所属の職員のうちから指定する者
 - 県央広域本部…総務調整課、振興課、税務部総務課、農林部総務課、土木部総務課
 - 県北広域本部…総務振興課、玉名総務課
 - 県南・天草広域本部…総務振興課
- ③ 文書管理出先機関（振興局）
 - …文書管理者が次の所属の職員のうちから指定する者
 - 振興局（上益城を除く）…総務振興課
 - 上益城振興局…総務振興課、総務出納課
- ④ 熊本農政事務所、熊本土木事務所
 - …文書管理者が総務課の職員のうちから指定する者
- ⑤ 上記以外の個別出先機関…個別出先機関の長が職員のうちから指定する者

4 改正後全文

資料 7-2 「熊本県行政文書管理規程」のとおり